

企 20 第 17 号
平成 21 年 3 月 11 日

公認会計士・監査審査会
会 長 金 子 晃 殿
金融庁
総務企画局長 内 藤 純 一 殿

日本公認会計士協会
会 長 増 田 宏 一

公認会計士試験制度に対する要望

平成 15 年の公認会計士法改正により、公認会計士試験制度(以下、試験制度という。)の見直しが行われ、平成 18 年度から新試験制度に移行しています。この見直しにおいて試験制度は、従前の監査人の育成に重きをおくという考え方から、より幅広く社会の経済インフラとしての会計専門職の育成に、方向性の転換が図られました。

そして、既に3回の新制度下での試験が実施されてきましたが、試験合格者の急激な増加の中で幾多の問題が生じてきていることから、その改善に向け以下のとおり要望いたします。

I 現行制度の運用についての要望

(要望事項)

公認会計士試験合格者が公認会計士となるためには、実務補習、業務補助等の実務経験要件を満たさなければなりません。

現行試験制度の運用に当たっては、受験者の増加状況とともに、実務補習や業務補助等の実務経験要件を満たすための教育実習環境の許容範囲等も考慮していただきますよう要望いたします。

(現状での課題)

1. 試験制度見直しの議論では、公認会計士の人数の拡大のための方策として、質を維持しつつ、受験者層の多様化と受験者数の増加を図り、多様な人材が受験し、一定の資質を有する多様な人材を我が国の経済社会に輩出されていくことで合意されました。これを受け、試験合格者は急激に増加してきています。

2. この試験合格者の急激な増加は、試験合格者が公認会計士となるために必須の実務補習、業務補助等において、次のような問題を生じさせています。

(実務補習)

- ① 公認会計士となるためには、実務補習の修了確認が必須とされています。実務補習は認定を受けた実務補習団体(日本公認会計士協会)で実施してきています。

実務補習団体は、試験合格者に実務教育を実施する人材を日本公認会計士協会会員のボランティアに依存してきています。実務補習団体が実務補習体制の改善・整備充実を図ろうとする場合には、これらの人的資源の限界も考慮する必要があり、その限界を超える試験合格者の急増には、実務補習団体としても十分に対応しきれないという実情があります。

なお、実務補習団体では、試験制度改革を踏まえ、施設の確保を含む実務補習体制の整備に努めてまいりましたが、試験合格者の急激な増加が、現状で確保している効果的な実務補習教育を行い得る環境(教育のための人材、指導方法、設備など)の限界を超え、実務補習の実効性が低下する可能性があることが懸念されております。

(業務補助)

- ② 公認会計士となるために必要な最低限の監査・会計に関わる一定の実務経験を積む機会であり、公認会計士となるための必須要件の一つである「業務補助等」の修習機会が得られない試験合格者が増加する傾向にあります。

公認会計士法第2条第1項の業務について公認会計士又は監査法人を補助する「業務補助」は、公認会計士事務所又は監査法人(以下、監査事務所という。)において修得することになりますが、試験合格者の受入(採用)は、監査事務所の財政状態、人事政策等と密接な関係にあります。日本公認会計士協会は、試験制度改革を踏まえ、あらゆる機会を捉えて監査事務所が監査業務の品質を維持しながら各々の財政状態、人事政策等が許容する限界まで試験合格者を受け入れるよう協力を要請してきているところではありますが、その限界を超える試験合格者の急増には、監査事務所としても対応しきれないという実情があります。

(実務従事)

- ③ 企業等において財務に関する監査、分析その他の実務に従事する「実務従事」については、試験合格者の採用や採用後の実務従事の要件を満たす部署への配属など、企業等における受入体制が未整備であり、試験合格者が実務従事を修得することは困難であるのが実情であります。

試験制度の見直しの議論においては、公認会計士の人数の増加に係る産業界からの強い要望があったことから、日本公認会計士協会としても関係諸団体を通じ試験合格者の受入への協力をお願いしてきているところではありますが、それを具現化するための採用や受入体制の整備に顕著なものがないのが実情であります。

3. 試験合格者は、公認会計士試験に合格しただけでは公認会計士となることができません。監査・会計の実務の専門家である公認会計士となるためには、十分な実務経験、教育(実

務補習、業務補助等)を積むことが極めて重要であり、国際的にも等しく求められるものがあります。

実務補習、業務補助等といった実務経験要件を満たすための教育実習環境の許容範囲を超えた試験合格者の輩出は、質の高い実務補習を受けることができない可能性を生じさせるだけでなく、公認会計士となる機会を得ることができず、産業界でも活躍する機会が与えられない「試験合格者」を大量に発生させることが懸念されます。

II 中長期的な見直し要望

(要望事項)

公認会計士試験については、試験制度の見直しの議論の中でも、公認会計士を巡る国際的な教育の基準との整合性に係る問題点が指摘されていました。また、国際財務報告基準(IFRS)を中心とした会計・監査の基準を巡る国際的な動向など、公認会計士を取り巻く環境は急激に変化してきております。

これらの環境変化と3回の新制度下での試験実施実績を踏まえ、中長期的観点から公認会計士試験制度の再度の見直しが検討されるよう要望いたします。

以上